

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 東海財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年 2月22日 |
| 【会社名】 | 株式会社東祥 |
| 【英訳名】 | TOSHO CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 沓名 俊裕 |
| 【本店の所在の場所】 | 愛知県安城市三河安城町 1丁目16番地 5 |
| 【電話番号】 | (0566) 79 - 3111 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 桑添 直哉 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 愛知県安城市三河安城町 1丁目16番地 5 |
| 【電話番号】 | (0566) 79 - 3111 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 桑添 直哉 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 239,000,000円 |
| | (注) 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成25年 2月15日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|--|
| 普通株式 | 200,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株 |

(注) 1 平成25年2月22日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 平成25年2月22日(金)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式600,000株の一般募集(以下、「一般募集」という。)及び当社普通株式2,000,000株の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、200,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成25年3月19日(火)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社大阪証券取引所又は株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 200,000株 | 239,000,000 | 119,500,000 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計(総発行株式) | 200,000株 | 239,000,000 | 119,500,000 |

(注)1 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

| | |
|--------------|-------------------------|
| 割当予定先の氏名又は名称 | 大和証券株式会社 |
| 割当株数 | 200,000株 |
| 払込金額の総額 | 239,000,000円 |
| 割当てが行われる条件 | 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり |

- 2 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とします。
- 4 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成25年2月15日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|------------|------------|--------|---------------|----------|---------------|
| 未定 (注)1 | 未定 (注)1 | 100株 | 平成25年3月22日(金) | 該当事項なし | 平成25年3月25日(月) |

- (注)1 発行価格及び資本組入額については、平成25年3月4日(月)から平成25年3月7日(木)までのいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額とします。
- 2 全株式を大和証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 3 大和証券株式会社から申込みがなかった株式については、割当を受ける権利は消滅します。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------|---------------------|
| 株式会社東祥 本店 | 愛知県安城市三河安城町1丁目16番地5 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|------------------|
| 株式会社三井住友銀行 刈谷支店 | 愛知県刈谷市相生町一丁目1番地1 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 239,000,000 | 2,000,000 | 237,000,000 |

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成25年2月15日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限237,000,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額709,000,000円と合わせた、手取概算額合計上限946,000,000円について、全額を平成26年3月末迄にスポーツクラブ事業への設備資金に充当する予定であります。

なお、当社の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期事業年度）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設」に記載された設備計画の内容は、本有価証券届出書提出日（平成25年2月22日）現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成24年12月31日現在）、以下の通りとなっております。

（1）重要な設備の新設

| 事業所名 （所在地） | セグメントの 名称 | 設備の内容 | 投資予定額 | | 資金調達 方法 | 着工及び完了予定年月 | | 完成後の 増加能力 |
|-----------------------------------|---------------|---------------|------------|--------------|------------------------|--------------|--------------|---------------|
| | | | 総額 （千円） | 既支払額 （千円） | | 着工 | 完了 | |
| ホリデイスポーツクラブ 東大阪（大阪府東大阪市） | スポーツクラ ブ事業 | スポーツクラブ 施設 | 300,000 | 182,697 | 銀行借入及 びリース | 平成23年 12月 | 平成25年 3月 | 会員数 2,000名 |
| ホリデイスポーツクラブ 盛岡（岩手県盛岡市） | スポーツクラ ブ事業 | スポーツクラブ 施設 | 300,000 | 199,985 | 銀行借入及 びリース | 平成24年 3月 | 平成25年 4月 | 会員数 2,000名 |
| ホリデイスポーツクラブ 市原五井（千葉県市原市） | スポーツクラ ブ事業 | スポーツクラブ 施設 | 300,000 | 70,575 | 増資資金、 銀行借入及 びリース | 平成24年 5月 | 平成25年 6月 | 会員数 2,000名 |
| ホリデイスポーツクラブ 草津（滋賀県草津市） | スポーツクラ ブ事業 | スポーツクラブ 施設 | 300,000 | 28,885 | 増資資金、 銀行借入及 びリース | 平成24年 7月 | 平成25年 9月 | 会員数 2,000名 |
| ホリデイスポーツクラブ 大阪寝屋川（大阪府寝屋川 市） | スポーツクラ ブ事業 | スポーツクラブ 施設 | 300,000 | 9,991 | 銀行借入及 びリース | 平成24年 5月 | 平成25年 10月 | 会員数 2,000名 |
| ホリデイスポーツクラブ 桶川（埼玉県桶川市） | スポーツクラ ブ事業 | スポーツクラブ 施設 | 300,000 | 2,555 | 増資資金、 銀行借入及 びリース | 平成24年 7月 | 平成25年 11月 | 会員数 2,000名 |
| ホリデイスポーツクラブ 静岡清水（静岡市清水区） | スポーツクラ ブ事業 | スポーツクラブ 施設 | 330,000 | 2,857 | 増資資金、 銀行借入及 びリース | 平成24年 12月 | 平成26年 3月 | 会員数 2,000名 |
| ホリデイスポーツクラブ 深谷（埼玉県深谷市） | スポーツクラ ブ事業 | スポーツクラブ 施設 | 330,000 | 2,857 | 増資資金、 銀行借入及 びリース | 平成24年 12月 | 平成26年 3月 | 会員数 2,000名 |
| A B ホテル名古屋栄 （名古屋市中区） | ホテル事業 | ホテル施設 | 450,000 | 94,932 | 銀行借入及 びリース | 平成23年 11月 | 平成25年 6月 | 客室数 130室 |
| A B ホテル小牧 （愛知県小牧市） | ホテル事業 | ホテル施設 | 450,000 | 86,571 | 銀行借入及 びリース | 平成23年 11月 | 平成25年 7月 | 客室数 128室 |
| A B ホテル深谷 （埼玉県深谷市） | ホテル事業 | ホテル施設 | 420,000 | - | 銀行借入及 びリース | 平成24年 12月 | 平成26年 7月 | 客室数 117室 |

（注）1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 ホリデイスポーツクラブ船橋日大前及び日進長久手は平成24年5月、ホリデイスポーツクラブ座間は平成24年10月、ホリデイスポーツクラブ海老名は平成24年11月、ホリデイスポーツクラブ東京小平は平成24年12月にそれぞれ開業しております。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期事業年度）及び四半期報告書（第35期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年2月22日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 〆で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日（平成25年2月22日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年2月22日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 複数の事業を展開していることについて

当社は、スポーツクラブ事業を主力事業として位置づけており、事業リスクの分散、収益機会の拡大を目的にホテル事業及び不動産事業を展開しておりますが、今後、新規事業に進出したり、既存事業においても、国内景気の動向、競合他社との価格競争等により売上高を一時的に縮小したり、事業から撤退する可能性があります。そのため、事業別の構成や主力事業が変更される可能性があり、事業内容の変更に伴って当社の属する業界や当社の業績に重要な影響を与える可能性のある外部要因も変化する可能性があります。

(2) 出店戦略について

当社は、当社独自のマーケティングノウハウ、多様な資金調達方法を採用し、今後も積極的に開発を進めていく予定ではありますが、出店候補地が確保できない場合、出店に必要な人材が確保できない場合、その他新規出店に際し当社が予期せぬ事由が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金利上昇リスクについて

当社は、スポーツクラブ事業等において施設の開発を積極的に行っております。施設の建設資金につきましては、多様な資金調達方法を採用しているものの、金融機関等からの借入金による資金調達が主となり今後も各事業における有形固定資産の取得に伴い、リース債務を含めた有利子負債は増加していく可能性があります。

当社は、借入金を短期（約1年）、中期（3～6年）、長期（8～10年）と分類しており、プロジェクトの収益計画に基づき調達を行っております。長期資金においては、金利の固定化等を行っておりますが、短期及び中期資金の調達については、金利の上昇により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害等発生リスクについて

当社は、スポーツクラブ事業、ホテル事業及び不動産事業において建物等の有形固定資産を所有しております。

当社は『施設』及びそれらに『サービス』を付加し収益を計上しており、大規模な震災や水害等の自然災害が発生した場合や、火災等により『施設』等が大規模に毀損し『サービス』の提供が困難になった場合には、営業中止等の理由により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 固定資産の減損について

当社は、平成17年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用しておりますが、スポーツクラブ事業、ホテル事業及び不動産事業において著しく収益及び評価額が低下し、固定資産の減損処理が必要となった場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 敷金及び保証金について

当社は、平成24年12月末現在、土地及び建物の賃貸借契約に基づき賃貸人に差し入れている敷金及び保証金が1,478百万円あります。この資産は、賃貸人の財政状態が悪化し、返還不能になったときは、賃料及び解体費用との相殺ができない範囲において貸倒損失が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報の保護について

当社は、スポーツクラブ、ホテル等において多様な個人情報进行管理しており、情報セキュリティにおいて厳重に管理し、情報の漏洩等の未然防止を行っておりますが、万一情報の漏洩、不正使用が起こった場合には、信用失墜等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制について

当社は、多角的な事業展開を行っており、複数の業界に属しておりますので、各業界において下記の通り法的規制を受けております。

当社は、これまで法的規制によって事業展開に制約を受けたことはありませんが、今後新たな法的規制等の導入や既存の法的規制の改廃や解釈の変更等が生じた場合並びに重大な法令違反が起こった場合には、当社の業績や事業の存続に影響を与える可能性があります。

一方、当社スポーツクラブ事業においては、過年度において消費者庁から景品表示法に基づく措置命令を受けております。当社としては、事態を真摯に受け止め、直ちに改善措置を取るとともに再発防止策として法令遵守についての社内体制を強化しております。また、外部専門家の知見を今後も積極的に活用していく方針であります。

| 関連業界 | 規制法 | 管轄省庁 | 当社事業との関連 |
|----------|----------|-------|-----------|
| 建設業 | 建設業法 | 国土交通省 | 不動産事業 |
| | 建築士法 | 国土交通省 | |
| 不動産業 | 宅地建物取引業法 | 国土交通省 | 不動産事業 |
| ホテル業 | 旅館業法 | 厚生労働省 | ホテル事業 |
| | 食品衛生法 | 厚生労働省 | |
| | 下請法 | 中小企業庁 | |
| スポーツクラブ業 | 公衆浴場法 | 厚生労働省 | スポーツクラブ事業 |
| | 大気汚染防止法 | 環境省 | |
| 全般 | 消防法 | 総務省 | 全事業 |
| | 景品表示法 | 消費者庁 | |
| | 労働安全衛生法 | 厚生労働省 | |

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第34期) | 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 平成24年6月29日 東海財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第35期第3四半期) | 自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日 | 平成25年2月5日 東海財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月5日

株式会社東祥
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内和雄印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木賢次印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東祥の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第35期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東祥の平成24年12月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月29日

株式会社東祥
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内和雄 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木賢次 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東祥の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東祥の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東祥の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社東祥が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。